

平成30年度の福祉用具貸与、住宅改修に関する制度改正について
(主なもの)

1 福祉用具貸与

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務付ける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者へ提示すること。
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付すること。

※福祉用具貸与計画書の交付を受けていない場合は、福祉用具貸与業者に請求してください。

2 住宅改修

複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明すること。

改修内容、材料費、施工費等の内訳が分かるように、事前申請時に利用者が保険者に提示する見積書類の標準様式が国から示されたので、原則標準様式を用いること。

(市で記載例を作成したので、この書式を活用するよう施工業者等に周知してください。なお、別の書式を活用しても構いませんが、この場合でも標準様式で求めている記載内容は必ず満たしてください。)

※標準様式及び記載例は、近日中に市ホームページに掲載します。

【注意事項】

最近、着工予定日まで時間的余裕のない住宅改修事前申請が見受けられます。利用者の状況の変化や家族のご意向などもあるかと思いますが、審査の都合もありますので、介護支援専門員が代理申請を行う場合、利用者や家族と綿密に連絡を取っていただき、余裕のあるスケジュールでの申請をお願いします。また、施工業者や利用者が申請する場合にも、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。書類にも不備のないようお願いいたします。

(なお、近日中に事務処理に係る標準処理期間を定める予定です。決定次第、改めてお知らせします。)

住宅改修工事見積書

志木 一郎 様

利用者住所
志木市中宗岡1-1-1

改修見積額	〇〇,〇〇〇円
消費税	△,△△△円
合計	□□,□□□円

備考

--

施行業者
事業所名
志木工務店
住所
志木市〇〇1-1-1
連絡先
048-XXX-XXXX

